

第143回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

1. 連結計算書類の連結持分変動計算書
2. 連結計算書類の連結注記表
3. 計算書類の株主資本等変動計算書
4. 計算書類の個別注記表

武田薬品工業株式会社

上記事項は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.takeda.com/jp/investors/reports/shareholders-meetings/>)に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

連結持分変動計算書〔国際会計基準〕

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素		
					在外営業活動 体の換算差額	その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定され る金融資産の公 正価値の変動	売却可能金融 資産の公正価 値の変動
2018年4月1日残高	77,914	90,740	(-) 74,373	1,557,307	272,597	-	73,037
会計方針の変更による累積的影響額				15,401		84,672	(-) 73,037
会計方針の変更を反映した期首残高	77,914	90,740	(-) 74,373	1,572,708	272,597	84,672	-
当期利益				109,126			
その他の包括利益					29,964	5,938	
当期包括利益	-	-	-	109,126	29,964	5,938	-
新株の発行	1,565,671	1,565,671					
自己株式の取得			(-) 1,172				
自己株式の処分		(-) 0	3				
配当				(-) 142,697			
持分変動に伴う増減額				(-) 2,337	230		
その他の資本の構成要素からの振替				32,565		(-) 44,230	
株式報酬取引による増加		20,102					
株式報酬取引による減少(権利行使)		(-) 26,281	18,400				
非金融資産への振替							
所有者との取引額合計	1,565,671	1,559,492	17,231	(-) 112,469	230	(-) 44,230	-
2019年3月31日残高	1,643,585	1,650,232	(-) 57,142	1,569,365	302,791	46,380	-

	親会社の所有者に帰属する持分							非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素				合計	売却目的で保 有する資産に 関連するその 他の 包括利益	合計		
	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	ヘッジコスト	確定給付制度 の再測定						
2018年4月1日残高	3,391	1,606	-	350,631	(-) 4,795	1,997,424	19,985	2,017,409	
会計方針の変更による累積的影響額	(-) 1,378			10,257		25,658	(-) 10	25,648	
会計方針の変更を反映した期首残高	2,013	1,606	-	360,888	(-) 4,795	2,023,082	19,975	2,043,057	
当期利益				-		109,126	(-) 112	109,014	
その他の包括利益	(-) 33,793	(-) 4,909	(-) 11,665	(-) 14,465	4,795	(-) 9,670	(-) 152	(-) 9,822	
当期包括利益	(-) 33,793	(-) 4,909	(-) 11,665	(-) 14,465	4,795	99,456	(-) 264	99,192	
新株の発行				-		3,131,342		3,131,342	
自己株式の取得				-		(-) 1,172		(-) 1,172	
自己株式の処分				-		3		3	
配当				-		(-) 142,697	(-) 169	(-) 142,866	
持分変動に伴う増減額				230		(-) 2,107	(-) 15,536	(-) 17,643	
その他の資本の構成要素からの振替			11,665	(-) 32,565		-		-	
株式報酬取引による増加				-		20,102		20,102	
株式報酬取引による減少(権利行使)				-		(-) 7,881		(-) 7,881	
非金融資産への振替	34,739	4,715		39,454		39,454		39,454	
所有者との取引額合計	34,739	4,715	11,665	7,119	-	3,037,044	(-) 15,705	3,021,339	
2019年3月31日残高	2,959	1,412	-	353,542	-	5,159,582	4,006	5,163,588	

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(IFRS)に準拠して作成しております。なお同項後段の規定により、国際会計基準(IFRS)により求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

357 社

主要な連結子会社の名称

(国内) 武田コンシューマーヘルスケア(株)、日本製薬(株)、シャイアー・ジャパン(株)

(海外) シャイアーplc、シャイアー・ファーマシューティカルズ・インターナショナル Unlimited Company、シャイアー・ファーマシューティカル・ホールディングス・アイルランド Limited、武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG、武田 Pharma A/S、バクスアルタUS Inc.、武田ファーマシューティカルズUSA Inc.、シャイアーUS Inc、シャイアー・ヒューマン・ジェネティック・セラピーズ Inc.、バクスアルタ GmbH、シャイアー・ドイツ GmbH、シャイアーNPSファーマシューティカルズ Inc.、武田 GmbH、武田ファーマシューティカルズ Limited Liability Company、武田オーストリア GmbH、ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc.、武田ワクチン Inc.、バクスアルタ・イノベーションズ GmbH、アリアド ファーマシューティカルズInc.、シャイアー・アクイジションズ・インベストメンツ・アイルランド Designated Activity Company、バクスアルタ Incorporated、ダイアックス Corp.、シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited

(2) 連結子会社の増減

増加： 240 社（取得等による増加）

減少： 13 社（売却、清算等による減少）

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

19 社

主要な持分法適用関連会社の名称

武田テバファーマ(株)、セレバンス LLC、天藤製薬(株)

(2) 持分法適用関連会社の増減

増加： 7 社（取得等による増加）

減少： 3 社（売却による減少）

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法（金融商品を除く）

①有形固定資産

有形固定資産は原価モデルで測定しており、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体、除去および原状回復費用の当初見積額等が含まれております。

②のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、予想されるシナジーに基づき資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、年次または減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。

③無形資産

無形資産は原価モデルで測定しており、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

当社グループは、製品および化合物の研究開発プロジェクトにおいて、第三者との共同研究開発および導入契約を定期的に締結しています。通常、共同研究開発契約については、契約後の開発マイルストーンに応じた支払いが行われます。一方、導入契約については、契約一時金および契約後の開発マイルストーンに応じた支払いが行われます。

通常、導入契約に係る契約一時金は導入契約の開始時に、開発マイルストンの支払についてはマイルストンの達成時に資産計上しております。

開発中製品の商用化が承認された場合は、その時点で、研究開発中の資産を製品に係る無形資産に振り替え、製品の製造販売承認日から見積耐用年数にわたって償却しております。

④非金融資産の減損

当社グループでは、決算日現在で、棚卸資産、繰延税金資産、売却目的で保有する資産、および退職給付に係る資産を除く非金融資産の減損の兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある場合または年次で減損テストが要求されている場合には、各資産の回収可能価額の算定を行っております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。資産または資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しており、使用する割引率は、貨幣の時間価値、および当該資産に固有のリスクを反映した利率を用いております。

資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益として認識しております。

過年度に減損を認識した、のれん以外の資産または資金生成単位については、決算日において過年度に認識した減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を検討しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入は、直ちに純損益として認識しております。

⑤棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。原価は主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費および棚卸資産を現在の場所および状態とするまでに発生したその他の費用が含まれております。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額であります。

(2)資産の減価償却の方法

①有形固定資産

土地および建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。リース資産の減価償却費は、リース期間の終了時までには所有権を取得することに合理的確実性がある場合を除き、リース期間と見積耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法で計上しております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な資産の種類別の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3－50年
機械装置及び運搬具	2－20年
工具器具及び備品	2－20年

②無形資産

製品に係る無形資産は、特許が存続する見込期間に基づき、製品の製造販売承認日から主に3－20年にわたって定額法で償却しております。ソフトウェアは3－10年の見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

(3) 金融商品の評価基準及び評価方法

①金融資産

(i) 当初認識および測定

- ・ 償却原価で測定される負債性金融商品
契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されており、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる売上債権及びその他の債権等の金融資産は償却原価で測定される金融資産に分類しております。売上債権は消費税等を含んだ請求書金額から売上割戻、現金値引等の見積控除金額を差し引いた金額で認識されます。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品
契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されており、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品
償却原価で測定される金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の要件を満たさない金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品
当社グループは、当初認識時において、金融商品ごとに行われる、資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をしております。当社グループは、報告日時点において、全ての資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類しております。

(ii) 事後測定および認識の中止

- ・ 償却原価で測定される負債性金融商品
償却原価で測定される負債性金融商品については、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で事後測定しております。利息収益、為替差損益および減損損失は純損益として認識しております。また、認識の中止時に生じた利得又は損失は純損益として認識しております。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定し、実効金利法により算定された利息収益、為替差損益及び減損損失は純損益として認識しております。その他の公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識し、当該金融資産の認識の中止が行われる場合に純損益に振り替えております。
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品
純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定し、再測定から生じる利得又は損失は純損益として認識しております。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品については、当初認識後は公正価値で測定しております。配当は、明らかに投資原価の一部回収である場合を除き、純損益として認識しております。公正価値の変動から生じるその他の損益はその他の包括利益として認識し、事後的に純損益に振り替えることはできません。

(iii) 減損

貸倒引当金は予想信用損失モデルを用いて計算しております。引当金の見積りは将来予測的な予想信用損失モデルに基づいており、売上債権の保有期間にわたって起こりうる債務不履行事象を含んでおります。当社グループは売上債権およびリース債権の貸倒引当金について、全期間の予想信用損失で測定することを選択しております。当社グループは引当マトリクスを用いて全期間の予想信用損失を算定しております。これらの引当金の金額は、連結財政状態計算書における売上債権およびリース債権の帳簿価額と見積回収可能額との差額を表しております。

②金融負債

(i) 当初認識および測定

金融負債は、当社グループが契約の当事者となる時点で連結財政状態計算書において認識しております。金融負債は、当初認識時点において、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債、社債及び借入金、または債務に分類しております。

金融負債は、当初認識時点において公正価値で測定し、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債を除き、発行に直接帰属する取引費用を減算して算定しております。

(ii) 事後測定

- ・ 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債は公正価値で測定し、再測定から生じる利得または損失は純損益として認識しております。
- ・ その他の金融負債（社債及び借入金含む）
その他の金融負債は、主として実効金利法を使用して償却原価で測定しております。

(iii) 認識の中止

契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった場合のみ、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われたまたは支払う予定の対価の差額は純損益として認識しております。

③デリバティブ

為替レートおよび金利の変動等によるリスクに対処するため、先物為替予約、金利スワップ、外貨オプションおよび通貨スワップ等のデリバティブを契約しております。

なお、当社グループの方針として投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

デリバティブは、デリバティブ契約がヘッジ手段に指定されていない限り、純損益を通じて公正価値で測定されます。デリバティブにかかる利得および損失は純損益に計上されます。

④ヘッジ会計

為替換算リスクに対処するため、一部のデリバティブおよび外貨建借入金等の非デリバティブを在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして指定しております。また、外貨建取引による為替リスクに対処するため、当社グループは先物為替予約等一部のデリバティブを予定取引におけるキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しております。

ヘッジの開始時に、ヘッジを行うための戦略に従い、リスク管理目的、ヘッジされるリスクの性質、およびヘッジ手段とヘッジ対象の関係について文書化しております。さらに、ヘッジの開始時および毎四半期において、ヘッジ手段がヘッジ取引もしくは純投資の変動を相殺するのに極めて有効であるかどうかを継続的に評価しております。

(i) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、かつ適格なデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益として認識しております。利得または損失のうち非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益で認識されていた金額は、ヘッジ対象に係るキャッシュ・フローが純損益として認識された期に、連結純損益計算書における認識されたヘッジ対象と同じ項目において純損益に振り替えております。通貨のベース・スプレッドは、キャッシュ・フロー・ヘッジからは区分して会計処理され、その他の資本の構成要素の独立項目であるヘッジコストに計上されます。

(ii) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得または損失はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。

ヘッジ指定を取り消した場合、またはヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使となった場合、もしくはヘッジ会計に適格ではなくなった場合には、ヘッジ会計を中止しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

当社グループは、顧客から対価を受け取り、その対価の一部又は全部を顧客に返金すると見込んでいる場合には、売上割戻及び返品調整に関する引当金を認識しております。

また、過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務が存在し、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。この結果認識された引当金は、主に訴訟および事業構造再編に係る引当金で構成されております。

① 売上割戻及び返品調整に関する引当金

売上割戻及び返品調整に関する引当金は、販売した製商品の売上割戻、返品調整等に係るものであり、米国での医療制度に関する売上連動リベートを含んでおります。

② 訴訟引当金

法律およびその他の専門家からの適切な助言をもとに、資源が流出する可能性が高く、訴訟の帰結について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を計上しております。一部の製造物責任に係る請求については、過去に請求および和解に関する十分な実績があり、経営者が未請求の損害賠償請求に対する引当金を信頼性をもって見積ることができる場合に、引当金を計上しております。

③ 事業構造再編に係る引当金

事業構造再編に係る引当金については、従業員への全体計画の伝達を含めて、詳細な公式計画を有した時点で認識しております。当社グループは、その計画の見積りコストに基づき引当金および関連費用を計上しております。

(5) 退職後給付

当社グループは、退職一時金、年金、および退職後医療給付等の退職後給付制度を運用しております。これらの制度は確定給付制度と確定拠出制度に分類されます。

① 確定給付制度

確定給付債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、連結会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。制度改訂または縮小により生じる確定給付債務の現在価値の変動である過去勤務費用は、当該制度改訂または縮小が行われた時点で純損益に認識しております。

確定給付資産または負債の純額の再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、利益剰余金へ振り替えております。

② 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

当連結会計年度より適用している基準および解釈指針は、以下のとおりであります。

IFRS第9号「金融商品」

2014年7月にIFRS第9号「金融商品」（以下、「IFRS第9号」という。）の基準の最終確定が行われ、当社グループは2018年4月1日より適用を開始しております。IFRS第9号は、IAS第39号の要求事項を大幅に置き換え、金融資産および金融負債の分類、認識、測定、および認識の中止を規定しております。また、発生損失ではなく予想損失に基づく金融資産の新たな減損モデルならびに新たなヘッジ会計モデルを導入しております。IFRS第9号の適用による当社グループへの主たる影響は、適用開始日において特定の売却可能金融商品を公正価値で再測定することにあります。また、適用の結果、当社グループは資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類することを選択しております。なお、この分類に関する指定は、適用開始日現在の事実及び状況に基づいて行っております。公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、清算または売却等により資本性金融商品の認識を中止した場合はその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。

また、IFRS第9号に基づく金融資産の分類は、原則として金融資産を管理している事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特徴に基づいて行われます。なお、金融資産が保有されている事業モデルの判定は、適用開始日現在の事実および状況に基づいて行っております。

償却原価で測定される金融資産の減損損失は、以前は発生損失モデルを用いて測定しておりましたが、現在は予想信用損失モデルを用いて測定しています。当社グループの金融資産の性質を考慮すると、新基準の適用により貸倒引当金および減損損失の金額に重要な影響はありません。

IFRS第9号の適用による、当社グループの金融負債およびデリバティブへの重要な影響はありません。

当該基準により導入された新たなヘッジ会計モデルは、ヘッジ関係が当社グループのリスク管理目的および戦略に基づいていること、ヘッジ有効性の評価にあたりより定性的かつ将来予測的なアプローチを適用すること、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみヘッジ会計を中止することを要求しています。なお、2018年3月31日時点においてIAS第39号に基づき指定されていたすべてのヘッジ関係は、2018年4月1日時点においてIFRS第9号のヘッジ会計の要件を満たしていたため、ヘッジ関係の継続とみなされております。

当社グループは、分類および測定（減損を含む）に関して遡及的にIFRS第9号を適用しております。適用による累積的な影響額はIFRS第9号の適用日（2018年4月1日）時点で資本に認識しております。この結果、当期首の利益剰余金およびその他の資本の構成要素がそれぞれ14,073百万円および10,257百万円増加しております。また、その他の金融資産（非流動）が32,809百万円、その他の金融資産（流動）が856百万円、繰延税金負債が9,345百万円それぞれ増加しており、非支配持分が10百万円減少しております。

さらに、IAS第39号では通貨のベースス・スプレッドはキャッシュ・フロー・ヘッジに含めてその他の資本の構成要素に計上しておりましたが、IFRS第9号ではヘッジコストとして区分して会計処理され、その結果、その他の資本の構成要素の独立項目であるヘッジコストに計上されます。当社グループは、通貨のベースス・スプレッドをヘッジコストとして会計処理するアプローチを遡及的に適用しております。2018年4月1日において、遡及修正によりヘッジコストが1,606百万円計上され、キャッシュ・フロー・ヘッジが同額減少しております。

適用開始日におけるIAS第39号およびIFRS第9号に従った金融資産の測定区分および帳簿価額は以下の通りです。資本性金融商品への投資について、当社グループは、当初認識時に資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能な選択をしております。なお、金融負債の測定区分および帳簿価額に変更はありません。

(単位：百万円)

	IAS第39号	帳簿価額	IFRS第9号	帳簿価額
現金及び現金同等物	貸付金および債権	294,522	償却原価で測定される金融資産	294,522
デリバティブ	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	762	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	762
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	2,527	ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	2,527
売上債権およびその他の債権、その他の金融資産	貸付金および債権	516,853	償却原価で測定される金融資産	516,853
資本性金融商品	売却可能金融資産	169,814	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	203,276
転換社債	貸付金および債権	5,303	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	7,576
	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	2,070		
合計		991,851		1,025,516

適用開始日における金融資産の帳簿価額の変動は以下の通りです。

(単位：百万円)

IAS第39号	帳簿価額	分類変更	再測定	IFRS第9号	帳簿価額
貸付金および債権	816,678	△ 5,303	—	償却原価で測定される金融資産	811,375
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	2,832	5,303	203	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	8,338
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	2,527	—	—	ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	2,527
売却可能金融資産	169,814	—	33,462	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	203,276
合計	991,851	—	33,665		1,025,516

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

当社グループはIFRS第15号の適用を2018年4月1日に開始しております。IFRS第15号は、顧客とのあらゆる契約から生じる収益の認識について、原則に基づく単一のアプローチを定めております。IFRS第15号は契約上の履行義務の識別に重点を置いており、履行義務が充足された時点で、または充足されるにつれて、収益を認識することを要求しています。また、IFRS第15号はより詳細な収益の開示要求を定めています。

新基準の適用による影響の要約は以下の通りです。

- ・当社グループは医薬品の販売およびその他のサービスにかかる収益を計上しております。これらの取引では、製品の出荷時または顧客による受領時点もしくはサービスが履行された時点で、顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されます。
- ・当社グループは、知的財産の導出にかかるロイヤリティについて、基礎となる売上が発生した時点で収益を認識しております。また、導出した化合物の研究開発等のその他のサービスについて、サービスの提供期間に応じて収益を認識しております。
- ・当社グループの収益は、知的財産権の導出および付与にかかる収益を含んでおり、対価は契約一時金およびマイルストーンとして受領します。契約一時金にかかる収益は、一般的にはライセンスの使用権を付与した時点で認識されます。マイルストーンにかかる収益は、一般的にはマイルストンの支払条件が達成される可能性が非常に高く、認識した収益の額の重大な戻入が生じない可能性が非常に高くなった時点で認識されます。

これらの新基準の適用による影響に重要性はありません。当社グループは修正遡及アプローチを選択しております。修正遡及アプローチを適用する場合のIFRS第15号の要求事項に従い、2018年4月1日現在の資本に対して累積的影響額を調整しております。

IFRS第15号の適用により、履行義務への収益配分の基礎が異なることから、適用日時点のその他の非流動負債、その他の流動負債、および繰延税金資産がそれぞれ1,247百万円、495百万円、および414百万円減少し、利益剰余金が1,328百万円増加しております。

なお、当連結会計年度において、IAS第18号を適用した場合と比較し、IFRS第15号の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更に関する注記]

当社グループは、連結計算書類および連結注記表について、より有用な情報を提供することを目的として表示方法の見直しを行いました。これに伴い、当連結会計年度より重要な情報を追加して開示するとともに、重要性の低い情報の開示を省略しております。

[連結純損益計算書に関する注記]

1. その他の営業収益

その他の営業収益には、旧東京本社ビルを含む有形固定資産の売却益50,330百万円、武田薬品工業株式会社および武田薬品不動産株式会社の不動産事業の一部を承継した子会社株式の譲渡益38,244百万円が含まれております。

2. その他の営業費用

その他の営業費用には、事業構造再編費用82,963百万円が含まれております。事業構造再編費用は、効率的な事業運営体制の構築に向けた、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みにかかる費用であり、主な内訳はShire社買収に関連した事業統合費用59,645百万円であります。

3. 法人所得税費用

税引前当期利益は94,896百万円となりましたが、主に子会社再編に伴い計上された税務上の損失等による便益の影響57,447百万円により、当期の法人所得税費用は△14,118百万円となりました。

[連結財政状態計算書に関する注記]

1. 資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

有形固定資産の減価償却累計額	635,623 百万円
投資不動産の減価償却累計額	1,613 百万円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

売上債権及びその他の債権	3,318 百万円
その他の金融資産	2 百万円

3. 偶発負債

(1) 債務保証

金融機関との取引に関する債務保証であり、2019年3月31日現在の残高は99百万円であります。なお、保証債務は履行可能性が低いいため、金融負債として認識しておりません。

(2) 訴訟

当社グループは、複数の訴訟および行政手続に当事者として関与しておりますが、最も重要な訴訟等は以下のとおりであります。

当社グループが関与する重要な訴訟等のなかには、それらの最終的な結果により財務上の影響があると見込まれる場合であっても、その額について信頼性のある見積りが不可能な場合があります。信頼性のある見積りが不可能な訴訟等については、以下で適切な情報の開示を行っておりますが、引当金の計上は行っておりません。

以下に記載している訴訟等については、既に引当金を計上しているものを除き、現段階において財務上の影響額について信頼性のある見積りが不可能であります。これは、複数の要因（審理の進行段階、決定が行われた場合にこれを争う権利が当事者にあるか否か、訴訟における法的責任の根拠に係る明確性の欠如、当社グループの抗弁の根拠、損害の算定および回収可能性の見積りの困難性、ならびに準拠を含むが、これらに限定されない。）を考慮する必要があるためです。なお、原告側の請求額に関する情報は、仮に入手できた場合でも、必ずしもそれ自体が訴訟等の最終的な賠償金額を判断する上で有用な情報ではないと考えております。

訴訟等に関連して発生した法務関連費用および訴訟等に係る費用は、販売費及び一般管理費に計上しております。法律およびその他の専門家からの適切な助言をもとに、財産が社外に流出する可能性が高くかつ訴訟の帰結について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を計上しております。一部の製造物責任に係る請求については、過去に請求および和解に関する十分な実績があり、未請求の損害賠償請求権に対する引当金について信頼性のある見積りをすることができる場合に、引当金を計上しております。2019年3月31日現在、当社グループの訴訟に係る引当金の合計は46,775百万円であり、法的請求による最終的な負債の額は、訴訟手続、調査および和解交渉の帰結によって、引当額と異なる可能性があります。特段の記載のある場合を除き、当社グループは、現時点において、以下の各事案に関して訴訟が継続する期間や最終的な訴訟結果を見積ることはできません。

当社グループの状況は時間の経過とともに変化する可能性があります。したがって、いずれの訴訟等についても結果的に生じる損失が当連結計算書類に計上されている引当金の金額を大きく上回ることはないという保証はありません。

以下の事案には、当社グループがShire社を買収する以前に、Shire社またはその子会社に対して提起された訴訟等も含まれます。Shire社の買収の詳細については、[企業結合に関する注記]をご参照ください。

製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求

規制当局の承認後の製品の使用に係る人体への安全性および有効性を確認するため、製品開発中に前臨床試験および臨床試験が実施されております。しかしながら、医薬品およびワクチンの上市後に、予想されていなかった安全性に関する問題が明らかになる場合、または第三者からかかる問題を主張される場合があります。当社グループは、当社グループの製品に関連して多数の製造物責任訴訟を提起されております。製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求について、当社グループは、引当金が計上されている事案を除き、現時点において予想される財務上の影響額について信頼性のある見積りをすることはできません。

① アクトス

当社グループは、米国の連邦裁判所および州裁判所において、2型糖尿病治療剤ピオグリタゾンを含む製剤（米国製品名「アクトス」）に起因して膀胱がんまたはその他の傷病を発症したと主張する原告により訴訟を提訴されております。また、一時期米国においてアクトスを共同販売していたEli Lilly and Company（以下、「イーライリリー社」）も、アクトスに関連する多くの訴訟において被告となっております。当社グループは、両社の共同販促（co-promotion）契約に基づき、米国内の訴訟等についてイーライリリー社のために防御活動を行うと共に同社に対して補償を行うことに同意しております。また、米国外においても、同様の傷病を主張する人々により訴訟が提起され、また、損害賠償が請求されております。

2015年4月、当社グループと主要な原告の代理人は、米国内における当社グループおよびイーライリリー社に対する、係争中のアクトス関連の製造物責任訴訟の大多数について和解することで合意に至りました。当該和解は、和解が成立した日において米国の裁判所で係争中の膀胱がんに関する損害賠償請求のすべてを対象としております。また、米国内で未提訴の損害賠償請求者についても、和解が成立した日および和解が成立した日の翌日から3日以内に、代理人を通じて和解プログラムに参加する資格を有しておりました。提訴済みおよび未提訴を併せ損害賠償請求者の95%が和解プログラムに参加したことによって、和解が成立いたしました。当社グループは、この広範な和解プログラムに関連し、和解基金へ24億ドル（約2,880億円）を支払っております。当社グループは、当社グループに対する製造物責任訴訟を補償範囲としている複数の保険契約により、約580億円の保険金を受領しております。当社グループは、依然として係争中のアクトス訴訟および損害賠償請求に関しては引当金を計上しております。

上記の係争中の製造物責任訴訟に加え、当社グループは以下の通り消費者および公共または民間の第三者支払人（医療保険会社など患者のため医療費の補填や立替払いをする事業者）から経済損失の賠償を請求する訴訟を提起されております。

- ・ アクトスの薬剤費の払い戻し等を請求する消費者および第三者支払人を代理して、カリフォルニア州の連邦裁判所において全米を対象とする集団訴訟（Painters' Fund訴訟）が提起されております。2018年4月、裁判所は当該訴訟を棄却しましたが、原告側は控訴しております。
- ・ Painters' Fund訴訟と類似の請求を行うカリフォルニア州を対象とする集団（クラス）訴訟が、同州の連邦裁判所に提起されております。

ミシシッピ州およびルイジアナ州は、当社グループおよびイーライリリー社がアクトス服用による膀胱がんおよびその他のリスクに関する警告を怠ったと主張し、両社に対して訴訟を提起しております。当該訴訟においては、州がメディケイド等のプログラムを通じ患者のために負担したアクトスの薬剤費の払戻し、アクトスに起因する傷病の治療費、弁護士およびその他の費用の補償、ならびに懲罰的損害賠償が請求されております。裁判所は、当社グループによるルイジアナ州の請求棄却の申し立てを認めましたが、この判決については控訴されております。2018年11月、当社グループおよびイーライリリー社はミシシッピ州が提起した訴訟について和解に合意しました。ルイジアナ州が提起した訴訟については依然として係争中であり、

② プロトンポンプ阻害薬関連訴訟

当社グループは、2019年3月31日現在、米国連邦裁判所および州裁判所において、約4,400件のプレバシドおよびデクスラントに関連した製造物責任訴訟を提起されております。この連邦訴訟について、広域係属訴訟（MDL）制度に係る公判前整理手続がニュージャージー州の連邦裁判所に統合されております。当該訴訟の原告側は、プレバシドおよび（または）デクスラントの使用により腎臓障害を発症し、当社グループが潜在的な危険性についての適切な警告を怠ったと主張しております。これらの原告のうち、実際にプレバシドまたはデクスラントを服用した人数は依然として不明であります。アストラゼネカ社、プロクター・アンド・ギャンブル社およびファイザー社等の、当社グループと同じくプロトンポンプ阻害薬クラスに属する製品を製造している他の製薬会社に対して、類似の訴訟が係争中となっております。米国外では、カナダのケベック州、オンタリオ州およびサスカチュワン州の3つの州において、3件の集団訴訟が提起されております。当該提訴には、当社グループ、アストラゼネカ社、ヤンセン・ファーマシューティカル社および複数の後発品製薬会社が被告として含まれております。今後の米国、カナダ、他の地域における当社グループに対する新たな訴訟件数については予測できません。

③ エラブレース

Shire社のブラジルの関係会社であるShire Farmaceutica Brasil Ltdaは、Shire社がエラブレースの臨床試験に参加した患者に対し無期限で当製品を無償で提供する責任を有するとして、ブラジル検察介入のもと、2014年にサンパウロ州により提訴されました。また、原告は現在までに患者に代わり支払った費用およびこれらの主張に係る精神的な被害(moral damage)について、ブラジル政府に対し補償するよう求めています。

2016年5月6日、第一審裁判所は本事案に関し、集団訴訟に基づくすべての請求を棄却しました。2017年2月20日、サンパウロ控訴裁判所が第一審判決を支持する判決を下したことにより、集団訴訟に基づくすべての請求が棄却されました。2017年7月12日に検察は最高裁判所、2017年10月10日にサンパウロ州は上位裁判所および最高裁判所に上訴しました。2017年11月13日、Shire社は前述の上訴に対する回答を提出しており、2018年7月3日にサンパウロ控訴裁判所長によりすべての控訴に対する上訴裁判所への送致を却下する決定が下されました。当該決定に対し、州（2018年8月23日）と検察（2018年10月3日）の双方が上訴したことにより、2019年2月27日、本上訴記録は上位裁判所に提出されました。現在、当社は上位裁判所の裁判官の選任を待っております（5名の裁判官が訴訟の審理につき、責任を負っています）。

知的財産権

知的財産権の侵害訴訟には、当社グループの様々な製品または製法に関する特許権の有効性および法的強制力に対する異議の申し立て、ならびに当該特許権に対する非侵害の主張が含まれております。知的財産権の侵害訴訟に敗訴することにより、対象となった製品に係る特許権の保護の喪失につながる可能性があり、結果として該当製品の売上が大幅に減少し、当社グループの将来の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

① プレバシド

2018年1月、当社グループは、Zydus Pharmaceuticals (USA) Inc.（以下、「Zydus社」）から、SoluTabの後発品の申請を修正したという通知を受けました。これに関し、当社グループはZydus社に対する特許侵害訴訟を提起いたしました。それを受けてZydus社は、Zydus社の簡略新薬申請（以下、「ANDA」）の修正を行った製品に対する当社グループの当該訴訟提起は独占禁止法に違反すると主張する反訴を提起しております。当社グループは、当該反訴の法的根拠はないと考えております。

2009年6月、カナダのトロントにおいて、Apotex Pharmaceuticals Inc.（以下、「Apotex社」）は、Apotex社に対する以前の特許侵害訴訟によりApotex社の後発品（ランソプラゾールカプセル）の市場参入が遅れたとして、当社グループとAbbott Laboratories（以下、「アボット社」）に対して損害賠償請求訴訟を提起しました。この損害賠償請求訴訟に先立って、アボット社および当社グループは、Apotex社が、カナダにおけるランソプラゾールカプセルの後発品に関連する様々な特許権が満了する前にApotex社の後発品の販売許可を求め、カナダの保健大臣へ承認を申請したことに関し、Apotex社に対する特許侵害訴訟を提起してまいりました。2019年1月に両当事者間において、上記損害賠償請求訴訟について和解が成立しております。

② パントプラゾール

2016年1月15日、Mylan Inc.（以下、「マイラン社」）は、当社グループが以前マイラン社に対して請求したPM（NOC）訴訟（カナダ薬事当局による後発品承認の差し止めを求め先発メーカーが提起する訴訟）が棄却されたことを受けて、カナダ連邦裁判所において当社グループに対する損害賠償請求訴訟を提起しました。マイラン社は、2013年6月27日から2015年6月15日の期間において、マイラン社のパントプラゾール・マグネシウム後発品を販売できなかったとして損害賠償請求をしてまいりました。2018年5月に両当事者間において和解が成立しております。

③ アミティーザ

Sucampo Pharmaceuticals, Inc (以下、「Sucampo社」) (当社グループのライセンサー) は、2017年3月にAmneal Pharmaceuticals社から、2017年8月にTeva Pharmaceutical Industries Ltd. (以下、「テバ社」) から、アミティーザに対するParagraph IV証明を受領しました。両社は、米国食品医薬品局 (以下、「FDA」) のオレンジブックに掲載されているアミティーザの特許は無効であること、およびANDA製品による特許侵害はないことを主張しました。これに関し、Sucampo社および当社グループは、当該両社に対する特許侵害訴訟を提起しました。アミティーザに対してANDAの提出を行っていたその他の後発医薬品製薬会社に対する特許侵害訴訟については既に和解が成立しており、Amneal Pharmaceuticals社とテバ社に対する特許侵害訴訟についても、2018年6月に和解が成立しております。

④ トリンテリックス

当社グループは、トリンテリックスの後発品の販売を求める後発医薬品製薬会社16社から、Paragraph IV証明を添付してANDAを提出したとの通知を受領しました。その中で、現時点において、少なくとも後発医薬品製薬会社4社が、2026年に特許期間が満了するトリンテリックスの化合物 (有効成分) であるvortioxetineをカバーする特許の無効を申し立てしております。当社グループは、デラウェア州の連邦裁判所においてANDAを提出した当事者に対する特許侵害訴訟を提起しております。

⑤ Entyvio

F. Hoffmann-La Roche, Ltd. (以下、「ロシュ社」) は、Entyvioがロシュ社のドイツにおける特許を侵害しているとして、当社グループに対する特許侵害訴訟をドイツで提起しております。当社グループは、当該訴訟に対して全面的に争っております。また、当社グループは、英国において同国内でのロシュ社の特許の無効を主張する訴訟を提起しております。さらに、当社グループは、デラウェア州裁判所において、当社グループとジェネンテック社間の従前の合意により、ロシュ社の特許のライセンスを当社グループが取得していることを主張する訴訟をジェネンテック社に対して提起しております。

⑥ Mydayis

2017年10月12日、Shire社は、Mydayisの後発品の販売を求めるTeva Pharmaceuticals USA社から、FDAへANDAを提出したとの通知を受領しました。これを受けて、通知受領から45日以内に、Shire社はTeva Pharmaceuticals USA社、Actavis Laboratories社、Teva Pharmaceutical Industries (以下、総称して「テバ社グループ」) に対して、デラウェア州の連邦裁判所に訴訟を提起しました。マークマンヒアリングは2019年1月23日に実施され、公判は2019年12月9日に開始される予定です。

2018年3月8日、Shire社は、Mydayisの後発品の販売を求めるImpax Laboratories社 (以下、「インパックス社」) から、FDAへANDAを提出したとの通知を受領しました。これを受けて、通知受領から45日以内に、Shire社はインパックス社に対して、デラウェア州の連邦裁判所に訴訟を提起しました。マークマンヒアリングは2019年1月23日に実施され、公判は2019年12月9日に開始される予定です。

2018年4月19日、Shire社は、Mydayisの後発品の販売を求めるSpecGX社から、FDAへANDAを提出したとの通知を受領しました。これを受けて、通知受領から45日以内に、Shire社はSpecGX社に対して、デラウェア州の連邦裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟については、2019年1月28日にShire社とSpecGX社間で和解が成立しております。

2018年1月、KVK Tech社より、米国特許第 8,846,100号および9,173,857号に対する当事者系レビュー (IPRs) の請求が提起され、2018年7月に当該請求が認められました。両特許はオレンジブックに掲載されているMydayisの特許であり、上記に記載したテバ社グループとインパックス社に対する特許侵害として係争中のものです。本案の判決は2019年7月10日以前に下される見込みです。

⑦ アディオベイト

2016年12月5日、Shire社の直接的または間接的に完全子会社であるBaxalta IncorporatedおよびBaxalta US Inc. (以下、総称して「バクسالタ社」) ならびにNektar Therapeutics (以下、「ネクター社」) は、デラウェア州の連邦裁判所において、Bayer Healthcare LLC (以下、「バイエル社」) により訴訟を提起されております。当該訴訟は、アディオベイト [抗血友病因子 (組み換え体)、PEG化] の販売に係る米国特許第9,364,520号の侵害を主張するものであり、2019年1月28日に開始した陪審において審理されております。陪審員は、特許侵害を主張する原告側の意見に肯定的であり、さらに1億5,520万ドルの損害賠償を認定しております。当社グループは追加措置の実施を検討しており、Shire社の買収に伴って当該訴訟に係る引当金を計上しております。

2017年9月15日、バクスアルタ社とネクター社は、米国特許第7,199,223号、7,863,421号、8,143,378号、8,247,536号、8,519,102号、8,618,259号および8,889,831号の侵害を主張し、バイエル社に対してデラウェア州の連邦裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2018年12月7日にBAY-94（後にJivi® [抗血友病因子（組み換え体）、PEG化-aucl]）として承認、販売に係る7,026,440号、7,872,072号、8,273,833号、8,809,453号および9,187,569号の侵害を主張し、2018年8月31日に提起されたバクスアルタ社とネクター社の訴訟と併合されました。2018年7月2日、米国特許第9,999,657号を追加し修正訴状が提出されております。本案のマークマンヒアリングは、2019年6月21日および8月20日に実施が予定されており、2020年4月27日に公判が開始される予定です。

⑧ その他

上記の個別の特許訴訟に加えて、当社グループは、他の製薬会社が当社グループのAlogliptinを含む他の医薬品の後発品を販売する目的でParagraph IV証明を添付してANDAの提出を行った旨の通知を受領し、多数の訴訟等の当事者となっております。当社グループは、このような事例において、関与する当事者に対して特許侵害訴訟を提起しております。

販売・営業および規制

当社グループは、当社グループの製品および営業活動に関連するその他の訴訟に関与しており、その中で最も重要なものは以下のとおりであります。

① 反トラスト

(i) アクトス

ニューヨーク州の連邦裁判所において、当社グループおよび複数の後発品会社に対して、アクトス後発品の市場参入を阻害する反競争的行為があると主張する最終消費者および卸売業者による集団訴訟が提起されました。2015年9月、裁判所は、最終消費者が主張する反トラストの訴えに係る被告側からの請求棄却の申し立てを認めましたが、これに対し最終消費者は、連邦第二巡回控訴裁判所に控訴しました。卸売業者による訴訟は、最終消費者の訴訟に関する控訴審判決が出るまで保留されておりました。2017年2月、控訴裁判所は、最終消費者の訴えの棄却を部分的に取り消し、原告側の反トラストに関する見解の1つについて第一審裁判所において審理を進めることを認めました。具体的には、控訴裁判所は、FDAのオレンジブックに掲載されている当社グループの2件の特許に関する分類が誤っており、そのためにテバ社のアクトス後発品の発売が遅れたという原告の主張は妥当であると判断しました。当社グループは、かかる主張に同意しておらず、オレンジブックの記載は正確であったと確信しております。一方で、控訴裁判所は、第一審裁判所によるその他の反トラストに関する訴えの棄却については支持する見解を示しました。最終消費者による訴えは、卸売業者の訴えと共に、第一審裁判所で審理が進められておりますが、当社グループは残りの訴えについて棄却の申し立てをしております。

(ii) Vancocin

2012年4月6日、Shire社が2014年1月に買収したViroPharma社は、米国連邦取引委員会（以下、「FTC」）から、Vancocinに関する不正な競争に関わった疑いで調査している旨の通知を受領しました。2014年8月にVancocinを売却した後も、Shire社はVancocinに対し、将来的に発生する責任を含む一定の責任を有しております。

2012年8月3日および2014年9月8日、ViroPharma社とShire社の両社は、本案に係る追加情報を求める民事調査請求をFTCから受けました。Shire社は当該調査に全面的に協力しております。

2017年2月7日、FTCはViroPharma社が2006年にVancocinの後発品の生物学的同等性を評価するFDAの方針に関し市民請願を行ったことにより、米国反トラスト法に違反するとしてShire社を告訴しました。訴状は、差止命令や不当利得の吐き出しを含む衡平法による救済を求めています。Shire社は2017年4月10日、棄却の申し立てを行いました。2018年3月20日に裁判所はShire社の申し立てを認めましたが、FTCは2018年4月11日に審判請求書を提出しました。2019年2月25日、連邦第三巡回控訴裁判所はFTCの請求を棄却しました。

現時点において、Shire社の当該訴訟に係る費用や期間を見積もることは不可能であります。

② 患者支援プログラムに関する調査

2017年3月期に当社グループが買収したアリアド社は、買収に先立つ2016年11月、米国司法省ボストン地方検事局から、召喚状が発行され（subpoena）、2010年1月から現在に至るまでの間のアリアド社がMedicareプログラム上の患者の自己負担にかかる財政支援を行う非営利団体（501（c）（3）co-payment foundations）に行った寄付、Medicare受益者向け財務支援プログラムおよび無償薬剤提供プログラム、ならびに上記の非営利団体と特定薬局、拠点または医療プログラムサービス提供機関との間の関係に関する情報の提出を求められております。アリアド社は当該調査に協力しております。

[連結持分変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,565,006千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	71,507百万円	90円00銭	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	71,509百万円	90円00銭	2018年9月30日	2018年12月3日
計		143,016百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 140,836百万円
- ②1株当たり配当額 90円00銭
- ③基準日 2019年3月31日
- ④効力発生日 2019年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,704,000株

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 3,318円53銭

2. 基本的1株当たり当期利益 113円50銭

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。当社グループは、主に取引先の信用リスク、流動性リスクおよび市場環境の変動により生じる市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク）に晒されております。これらのリスクは、当社グループのリスク管理方針に基づきコントロールしております。

(1) 信用リスク管理

当社グループは、営業活動における信用リスク（主に売上債権）、銀行等の金融機関への預金および外国為替取引ならびにその他の金融商品取引を含む財務活動における信用リスクに晒されております。売上債権およびその他の債権は顧客の信用リスクに晒されております。当社グループは、債権管理に係る社内規程に従い、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、主要な取引先の信用状況を定期的に把握し、回収懸念の早期把握や潜在的な信用リスクの軽減を図っております。さらに必要に応じて、担保・保証などの保全措置も講じております。

当社グループの手元資金につきましては、その大部分を、プーリングを通じて当社および米欧の地域財務管理拠点に集中しております。この資金は、資金運用に係る社内規程に従い、格付の高い短期の銀行預金および債券等に限定し、格付・運用期間などに応じて設定している限度額に基づいて運用しているため、信用リスクは僅少であります。プーリングの対象としていない資金につきましては、連結子会社において当社の規程に準じた管理を行っております。

デリバティブの利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

決算日現在における、保有する担保の評価額を考慮にいない場合の最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結財政状態計算書上の帳簿価額としております。

当社グループは、期日の経過していない売上債権およびその他の債権について、取引先の信用格付や信用情報の分析の結果、各報告年度末における予想信用損失に基づいて貸倒引当金を測定しております。貸倒引当金の測定に際し、売上債権およびその他の債権は全て個別ベースで評価されております。

(2) 流動性リスク管理

当社グループは流動性リスクを管理しており、当社グループの短期、中期、長期の資金と流動性の管理のための適切な流動性リスク管理のフレームワークを設定しております。当社グループは、予算と実際のキャッシュ・フローおよび資本性金融商品残高を継続的に監視することにより、流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクに備えるため、取引先金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

(3) 為替リスク管理

当社グループは、主に事業活動（収益および費用が外貨建ての場合）および当社の在外子会社に対する純投資により、為替変動リスクに晒されております。当社はキャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資のヘッジを適用し、為替リスクを集約して管理しております。売上債権や仕入債務等外貨建て取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を用いたキャッシュ・フロー・ヘッジ戦略を適用しております。

金額的に重要で、かつ、取引が個別に認識できる一部の外貨建取引について、先物為替予約、通貨スワップおよび通貨オプションを利用しております。また、在外営業活動体に対する純投資の為替変動リスクをヘッジする目的で米ドル建ての外貨建借入金および社債をヘッジ手段に指定し、純投資のヘッジを適用しております。シャイアー社の買収に伴い発行した米ドル建及びユーロ建借入金についても、純投資のヘッジ戦略として同様にヘッジ手段に指定しております。

(4) 金利リスク管理

当社グループは、変動利付負債について市場金利の変動リスクに晒されております。当社グループは、金利変動リスクを抑制するため、キャッシュ・フロー・ヘッジ戦略に基づき金利スワップを実施して支払金利の固定化を図っております。

(5) 価格変動リスク管理

保有している資本性金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで、金融商品の価格変動リスクを管理しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

決算日における金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
デリバティブ	4,590	4,590
転換社債	10,369	10,369
負債性金融資産	1,608	1,608
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	3,725	3,725
償却原価で測定される金融資産		
売上債権及びその他の債権、その他の金融資産	768,400	768,400
現金及び現金同等物	702,093	702,093
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
資本性金融資産	168,732	168,732
	帳簿価額	公正価値
金融負債		
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		
デリバティブ	7,120	7,120
企業結合による条件付対価	71,062	71,062
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	1,625	1,625
償却原価で測定される金融負債	6,281,664	6,415,602

金融商品の公正価値の算定方法

(1) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

ヘッジ会計を適用していないデリバティブの公正価値は、市場価格もしくは、評価技法への重要なインプットが観察可能な市場情報に基づいている、金融機関から入手した時価情報によっております。転換社債については、オプション・プライシング・モデル等の評価技法を用いて公正価値を算定しております。

企業結合による条件付対価は、企業結合における取得日時点の公正価値で測定しております。条件付対価が金融負債の定義を満たす場合は、その後の各報告日において公正価値で再測定しております。公正価値は割引後のキャッシュ・フローを基礎として算定しており、主な仮定として、各業績目標の達成可能性および割引係数が考慮されております。

ジョイントベンチャーの売建オプション（ネット）は公正価値で測定し、その後の各報告日において公正価値で再測定しております。公正価値は割引後のキャッシュ・フローを基礎として算定しており、主な仮定として、キャッシュ・フローシナリオの加重確率 および割引係数が考慮されております。

(2) ヘッジ会計を適用しているデリバティブ

ヘッジ会計を適用しているデリバティブの公正価値は(1)純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債と同様の方法によっております。

(3) 償却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産については、短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(4) 資本性金融商品

上場している資本性金融商品の公正価値は、市場価格もしくは取引先金融機関から入手した時価情報によっております。

非上場の資本性金融商品は、簿価純資産法、マルチプル法等を使用して評価しております。マルチプル法では、対象企業の類似上場企業を選定し、当該類似企業の株式指標を用いて公正価値を算定しております。

(5) 償却原価で測定される金融負債

社債の公正価値は、金融機関から入手した時価情報によっております。

借入金およびファイナンス・リース債務の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっております。

上記以外の債務については、流動項目は短期間で決済され、また非流動項目は実勢金利であるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

[企業結合に関する注記]

TiGenix NVの取得

当社グループは、2018年4月30日に、当社グループが未だ保有していないTiGenix NV（以下、「タイジェニクス社」）の全ての発行済普通株式、新株予約権および米国預託株式（以下、普通株式、新株予約権および米国預託株式を総称して「有価証券」）の現金による任意の株式公開買付けを開始しました。2018年6月8日、当該第1回目の株式公開買付けに申込みがなされた有価証券を470.2百万ユーロで取得し、当社グループが公開買付け前から保有するタイジェニクス社の普通株式と合わせて、90.8%の議決権を取得しました。タイジェニクス社は、重篤な疾患に対して幹細胞を用いた新たな治療薬の開発を行うバイオ医薬品企業です。本買収により、非活動期又は軽度活動期のクローン病（CD）に伴う肛門複雑瘻孔の治療薬として治験実施中の、同種異系の脂肪由来幹細胞（eASC）の懸濁液であるCx601（一般名：darvadstrocel）に関する米国における権利が得られ、当社グループの開発後期にある消化器系疾患（GI）パイプラインが拡充されることとなります。なお、2018年7月に終了した第2回目の株式公開買付けおよびその後のスクイーズアウトにより、タイジェニクス社は当社の100%子会社となっております。

取得対価は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
現金	67,319
取得日直前に保有していたタイジェニクス社の普通株式	2,684
合計	70,003

取得した資産、引き受けた負債の暫定的な公正価値は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
無形資産	63,421
その他の資産	5,541
繰延税金負債	(-) 8,043
その他の負債	(-) 5,678
ベースス・アジャストメント	(-) 3,381
のれん	18,143
合計	70,003

のれんは、今後の事業展開により期待される将来の超過収益力を反映したものであります。のれんは、税務上の控除の対象とはなっておりません。

取得資産および引受負債の公正価値測定に必要となる基礎数値についてより詳細に検証しており、取得対価の配分が完了していないことから、上記の金額は、現時点で入手しうる情報に基づいた暫定的な金額であります。暫定的な金額となっている主な項目は、無形資産、繰延税金負債およびのれんであります。なお、当年度において暫定的な公正価値を修正した結果、取得日におけるのれんは1,831百万円減少しております。これは、その他の資産および繰延税金負債がそれぞれ253百万円および2,084百万円減少したことによるものであります。

当社グループは取得対価にかかる為替リスクをヘッジするために為替予約を締結し、ヘッジ会計を適用しております。ベースス・アジャストメントは、取得日のヘッジ手段の公正価値3,381百万円であり、のれんの帳簿価額に加算しております。

取得日直前に保有していたタイジェニクス社の普通株式の再測定による利得または損失は計上しておりません。

当該企業結合により生じた仲介手数料およびデューデリジェンス関連コスト等を含む取得関連費用767百万円を、発生時に「販売費及び一般管理費」に計上しております。

Shire plcの取得

当社グループは、2019年1月8日、現金及び株式等総額6,213,335百万円を対価とした取引により、Shire plc（以下、「Shire社」）の発行済普通株式の100%を取得しました。当社グループはShire社の普通株式1株に対し、現金で30.33米ドルを支払い、買収後の当社株式0.839株または当社の米国預託株式（以下、「ADS」、当社のADS 1株は買収後の当社株式0.5株に相当）1.678株のいずれかを発行しました。買収関連費用23,750百万円が発生しましたが、これらの費用は発生した時点で、販売費及び一般管理費に計上しております。当社グループは取得対価の現金部分の資金を調達するため、複数の借入契約を締結しております。

Shire社は希少疾患に注力したグローバルなバイオ医薬品のリーディングカンパニーです。本件買収により、魅力的な国内外の拠点を有し、グローバルな研究開発型のバイオ医薬品の企業が創出されるとともに、当社グループの重点領域である消化器系疾患およびニューロサイエンスも補完され、強化されます。Shire社の販売製品には、免疫領域においてはGAMMAGARD、HYQVIA、TAKHZYRO、ヘマトロジー（血液学）領域においてはアディベイト、アディノベイト、VONVENDI、FEIBA、ニューロサイエンス領域においてはパイバンスおよびADDERALL XR、内科領域においてはLIALDA/MEZAVANTおよびPENTASA、遺伝性疾患領域においてはELAPRASEおよびREPLAGALが含まれます。また、Shire社は研究開発において希少疾患に注力しています。

取得対価は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
現金	3,029,431
当社の株式（770,303,013株）	3,131,282
現金決済型報酬の清算	52,622
合計	6,213,335

対価として発行した当社の株式の公正価値は、取得日の東京証券取引所の始値に基づいて決定されています。

取得した資産、引き受けた負債の暫定的な公正価値は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
現金及び現金同等物	227,223
売上債権及びその他の債権	326,154
棚卸資産	825,985
有形固定資産	684,487
無形資産	3,899,298
その他の資産	562,116
仕入債務及びその他の債務	(-) 61,382
引当金	(-) 342,202
社債及び借入金	(-) 1,603,199
繰延税金負債	(-) 809,667
その他の負債	(-) 545,740
ベースス・アジャストメント	(-) 37,107
のれん	3,087,369
合計	6,213,335

のれんは、移転された対価が識別された資産の純額を上回る場合にその超過額として計算しており、当社およびシャイアーグループの収益およびコストシナジーを表します。本件買収により認識されたのれんは税務上の控除の対象となっておりません。

引当金は訴訟に関する支払金に関連する偶発負債25,249百万円を含んでいます。当社グループは当該偶発負債に関する費用は1年以内に支払われると見込んでおります。その他の負債にはShire社の過去の買収に関する条件付対価も含まれております。条件付対価は特定のマイルストンの達成等を条件としており、当社グループが支払う可能性がある金額の公正価値は52,046百万円です。

上記金額は暫定的に見積られた公正価値であり、企業結合会計の完了に際して修正され、当社グループの業績および財政状態に重要な影響を与える可能性があります。暫定的な金額となっている主な項目は、無形資産、繰延税金負債、およびのれんであります。また、2020年3月期の測定期間において、取得した資産および引き受けた負債の公正価値評価を完了するにあたり、取得対価の追加的な修正が行われる場合があります。公正価値の算定は、将来の事象及び不確実性に係る複数の複雑な判断を基礎としており、見積りおよび仮定に大きく依拠しております。取得した資産および引き受けた負債の種類ごとの公正価値の算定ならびに資産の耐用年数の決定に使用する判断は、当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。

当社グループは取得対価にかかる為替リスクをヘッジするために外貨建預金を保有するとともに通貨オプションを締結し、ヘッジ会計を適用しております。ベースス・アジャストメントは、取得日においてその他の包括利益に計上されたヘッジ手段の公正価値の変動額37,107百万円であり、のれんの帳簿価額に加算しております。

なお、買収に必要な資金を調達するため、2018年11月に当社は米ドル建無担保普通社債およびユーロ建無担保普通社債を発行し、1,580,400百万円を調達しました。また、2019年1月11日において、2018年6月8日に締結した“Term Loan Credit Agreement”、2018年10月26日に締結した“Senior Short Term Loan Facility Agreement”、および2018年12月3日に締結した株式会社国際協力銀行との“Loan Agreement”について借入を実行し、総額1,715,526百万円を調達しております。

また、買収の対価の一部として旧Shire社株主に対して割り当てるため、2019年1月8日、当社は普通株式770,303,013株を発行しました。発行価格は4,065円（発行価額の総額は3,131,282百万円）であり、資本組入額は2,032.50円（資本組入額の総額は1,565,641百万円）であります。

[重要な後発事象に関する注記]

2019年5月9日、当社グループは、Shire社買収の一環として取得したドライアイの兆候・症状の治療薬Xiidra®をNovartis社に売却することを発表しました。Xiidraは、現在米国およびカナダで販売されております。契約条件に基づき、当社グループは、契約締結時における34億米ドルの現金および最大で19億米ドルのマイルストーンを含む、最大で総額53億米ドル（約5,900億円）の対価を受領する予定です。マイルストーンは、Xiidraまたは同等のジェネリック製品の売上高に基づき一定の条件が達成された場合に当社に支払われることとなります。当社グループは、Shire社買収日において当該製品を譲渡する意図を有していたため、売却目的で保有しておりました。買収日において、Xiidraを含む売却目的で保有する処分グループは、条件付対価の公正価値を含む、譲渡により受領が見込まれる対価に基づき計上しております。2020年3月期第2四半期中の売却完了を見込んでおります。

また、同日、当社グループは、手術用パッチ剤TachoSil™を400百万ユーロ（約500億円）でEthicon社に売却することを発表しました。加えて、当社グループは、同社と長期の製造供給契約を締結いたしました。本取引は、製品の権利および関連する従業員等の移転を含んでおります。2020年3月期第2四半期中の売却完了を見込んでおります。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益			評価・換算差額等
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(※)	利益剰余金合計							
2018年4月1日残高	77,914	64,008	1	64,009	15,885	1,433,237	1,449,122	(-) 74,343	1,516,702	44,056	(-) 112	43,944	1,332	1,561,978
会計方針の変更による累積的影響額						3,935	3,935		3,935					3,935
会計方針の変更を反映した当期首残高	77,914	64,008	1	64,009	15,885	1,437,172	1,453,057	(-) 74,343	1,520,637	44,056	(-) 112	43,944	1,332	1,565,913
当期中の変動額														
新株の発行	1,565,671	1,565,671		1,565,671					3,131,342					3,131,342
剰余金の配当						(-) 143,016	(-) 143,016		(-) 143,016					(-) 143,016
特別償却積立金の取崩									-					-
固定資産圧縮積立金の積立									-					-
固定資産圧縮積立金の取崩									-					-
当期純利益						88,231	88,231		88,231					88,231
自己株式の取得								(-) 1,172	(-) 1,172					(-) 1,172
自己株式の処分			(-) 0	(-) 0				18,401	18,401					18,401
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)									-	(-) 17,242	4,719	(-) 12,523	(-) 5	(-) 12,528
当期中の変動額合計	1,565,671	1,565,671	(-) 0	1,565,671	-	(-) 54,785	(-) 54,785	17,229	3,093,786	(-) 17,242	4,719	(-) 12,523	(-) 5	3,081,258
2019年3月31日残高	1,643,585	1,629,679	1	1,629,680	15,885	1,382,387	1,398,272	(-) 57,114	4,614,423	26,814	4,607	31,421	1,327	4,647,171

(※) その他利益剰余金の内訳

	退職給与積立金	配当準備積立金	研究開発積立金	設備更新積立金	輸出振興積立金	特別償却積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2018年4月1日残高	5,000	11,000	2,400	1,054	434	24	32,662	814,500	566,163	1,433,237
会計方針の変更による累積的影響額									3,935	3,935
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,000	11,000	2,400	1,054	434	24	32,662	814,500	570,098	1,437,172
当期中の変動額										
新株の発行										-
剰余金の配当									(-) 143,016	(-) 143,016
特別償却積立金の取崩						(-) 24			24	-
固定資産圧縮積立金の積立							1		(-) 1	-
固定資産圧縮積立金の取崩							(-) 3,543		3,543	-
当期純利益									88,231	88,231
自己株式の取得										-
自己株式の処分										-
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)										-
当期中の変動額合計	-	-	-	-	-	(-) 24	(-) 3,542	-	(-) 51,219	(-) 54,785
2019年3月31日残高	5,000	11,000	2,400	1,054	434	-	29,120	814,500	518,879	1,382,387

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 15～50年

機械装置 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、償却期間は利用可能期間に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、受取手形、売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額から企業年金基金制度に係る年金資産の公正価値の見込額を差し引いた金額に基づいて計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれその発生した事業年度から費用処理することとしております。

- (5) スモン訴訟填補引当金は、今後の健康管理手当および介護費用等の支払いに備えるため、事業年度末現在の当社関係の和解者を対象に、1979年9月、スモンの会全国連絡協議会等との間で締結された和解に関する確認書および成立した和解の内容に従って算出した額を計上しております。
- (6) 株式給付引当金は、株式交付規則に基づく取締役および従業員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。
- (7) 事業構造再編引当金は、研究開発体制の変革およびシャイアー社との統合により今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約取引等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理により、金利スワップ取引については特例処理要件を満たしている場合は特例処理によっております。

②ヘッジ手段、ヘッジ対象及びヘッジ方針

短期変動金利に連動する、将来の金融損益に係るキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、金利スワップ取引を行っております。為替変動に連動する、将来のキャッシュ・フロー変動リスクの一部をヘッジするために、為替予約取引等を利用しております。また、在外子会社への投資の為替変動リスクに対して、外貨建借入金及び社債等をヘッジ手段としております。これらのヘッジ取引は、利用範囲や取引先金融機関選定基準等について定めた規定に基づき行っております。

③ヘッジ有効性評価の方法

事前テストは回帰分析等の統計的手法、事後テストは比率分析により実施しております。なお、取引の重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高い場合は、有効性の判定を省略しております。

(2) 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更に関する注記]

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用し、個別計算書類における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いの見直しを適用しております。なお、当該会計方針の変更は遡及適用されております。この結果、当事業年度の期首の繰越利益剰余金が3,935百万円増加しております。

[表示方法の変更に関する注記]

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度65,871百万円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」64,835百万円に含めて表示しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 資産に係る減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	377,187 百万円
2. 偶発債務	
(債務保証)	
以下に記載するものについての社債の償還、不動産リース契約に基づく賃借料支払・無形固定資産購入に係る支払およびShire社の子会社が発行している社債に対する保証をShire社に代わり当社が引継いだ債務等に対し保証を行っております。	
武田薬品工業㈱従業員	99 百万円
シャイアー・アクイジションズ・インベストメンツ・アイルランド Designated Activity Company	1,339,433 百万円 (12,107 百万ドル)
バクスアルタ Incorporated	215,286 百万円 (1,946 百万ドル)
ファーマ・インターナショナル・インシュランス Designated Activity Company	50,872 百万円 (460 百万ドル)
ミレニウム・ファーマシューティカルズ Inc.	32,313 百万円 (292 百万ドル)
英国武田 Limited	334 百万円 (2 百万ポンド)
武田 Pharma, S.A.	89 百万円 (35 百万アルゼンチンペソ)
武田 S.A.S Columbia	55 百万円 (500 千ドル)
(訴訟)	
重要な訴訟案件等については、「連結注記表[連結財務諸表に関する注記] 3. 偶発負債 (2) 訴訟」の以下の項目をご参照下さい。	
<u>製造物責任訴訟および関連する損害賠償請求</u>	
① アクトス	
② プロトンポンプ阻害薬関連訴訟	
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	169,180 百万円
長期金銭債権	2,129 百万円
短期金銭債務	376,340 百万円
長期金銭債務	4 百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	121,936 百万円
仕入高	47,850 百万円
その他	64,234 百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	21,538 百万円
営業外費用	81 百万円
2. 研究開発費	119,776 百万円
3. 特別利益	
(固定資産売却益)	
固定資産売却益は、主に社宅用遊休資産を売却したことによるものであります。	
4. 特別損失	
(事業構造再編費用)	
効率的な事業運営体制の構築に向けた、従業員の削減や事業拠点の統廃合をはじめとする取り組みにかかる費用を特別損失に計上しております。	

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

10,141千株

[関連当事者との取引に関する注記]

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャイアー・アクイジションズ・インベストメント・アイルランド Designated Activity Company	所有 間接100.0%	出資	債務保証 (注1)	1,339,433百万円	—	—
子会社	バクスアルタ Incorporated	所有 間接100.0%	出資	債務保証 (注1)	215,286百万円	—	—
子会社	シャイアー・アイルランド・ファイナンス・トレーディング Limited	所有 間接100.0%	資金取引	グループ間の資金貸付 (注2)	109,690百万円	短期貸付金	102,344百万円
				受取利息	818百万円	未収貸付金利息	818百万円
子会社	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG	所有 直接100.0%	医薬品の販売	グループ間の資金借入 (注2)	205,969百万円	短期借入金	124,160百万円
子会社	武田薬品不動産(株)	所有 直接100.0%	不動産の賃借	グループ間の資金預かり (注3)	29,972百万円	預り金	115,103百万円
子会社	アクセリード ドラッグ ディスカバリーパートナーズ(株)	所有 直接100.0%	研究開発の委託	土地建物賃借料 (注4)	3,902百万円	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1)

債務保証は、社債の償還を保証するものであります。なお、保証料は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2)

資金借入および資金貸付の利息率は、市場金利を勘案して協議の上、合理的に決定しております。

(注3)

資金預かりはCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注4)

土地建物賃借料は、土地・建物の維持管理等の費用を子会社の使用に応じて按分した金額としております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 2,987円94銭
2. 1株当たり当期純利益 91円76銭

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)	
賞与引当金	6,063
委託研究費等	12,957
棚卸資産	7,235
繰延ヘッジ損益	2,497
未払費用	9,020
前受収益	6,202
退職給付引当金	1,538
事業構造再編費用引当金	3,110
有形固定資産償却超過額等	7,235
特許権	8,542
販売権	6,997
有価証券	714,486
繰越欠損金 (注1)	239,466
その他	16,629
繰延税金資産 小計	1,041,977
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注1)	(-) 204,909
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 (注2)	(-) 732,069
評価性引当額 小計	(-) 936,978
繰延税金資産 合計	104,999
(繰延税金負債)	
前払年金費用	(-) 11,753
その他有価証券評価差額金	(-) 11,155
固定資産圧縮積立金	(-) 12,827
その他	(-) 4,429
繰延税金負債 合計	(-) 40,164
繰延税金資産の純額	64,835

(注1)

当事業年度において、欧州における資本関係を整理すべく欧州子会社の清算手続を行っております。当該事業再編の結果、税務上、清算損を損金算入し、多額の欠損金が発生しております。将来の課税所得の見込みに基づき、繰越欠損金239,466百万円のうち34,557百万円について回収可能と判断しております。

(注2)

上記子会社の清算に伴って現物配当された孫会社株式を、税務上時価で計上したことにより生じた将来減算一時差異に対して、評価性引当を計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	(-) 1,630.3
評価性引当額増減	1,459.2
外国子会社合算課税	79.6
未認識の繰延税金負債増減	7.3
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	(-) 51.4